

『隠岐国産物帳』の諸本について

田 籠 博

各地方言の歴史的研究には、現代の方言分布から理論的に遡って歴史を再構成する言語地理学的方法と、方言書を始めとする古文書・記録類といった文献に現われた方言記事を集成して現代方言と対照する方法とがある。言語地理学における地図解釈にも文献による語史記述が重視されるから、いずれにしても文献の占める重要性は高いと言わねばならない。ところが、口頭語を含む文献の地方における残存状態は、京都・大阪や江戸などの文化的中心地におけるそれとは比較すべくもなく、はなはだ乏しいというのが事実である。

このような中で、筆者は江戸時代中期の享保元文年間に作成された諸国の「産物帳」が、ほぼ同時に全国的に統一ある基準でつくられた文献(群)である事実から、方言語彙の資料としても活用できるのではないかと考え、収集と検討を進めている。

享保一九年(一七三四)に老中から大目付宛の示達によって権限をえた幕府の医官丹羽正伯は、翌享保二〇年春から全国の藩領に対して具体的な産物調査の要綱を伝え、命じられた各藩領の報告書は、『何国何領産物帳』として国ごとに作成されて提出された。しかし、その行方は幕府の正式な記録に跡をとどめず、湮滅したかのごとくである。一方、当時の慣例によって各藩などの手許に残された報告書の控えや編纂作業の基礎資料となった文書あるいはそれらの写本が、幸いにも現在なお各地に伝わっていることが確認されている。本稿でいう「産物帳」とは、このような文書類を一括したものを指す⁽¹⁾。

『隠岐国産物帳』の諸本について

この「産物帳」には三種類のものが存する。すなわち初度の調査報告書で産物名を列記した「本帳」と、その報告を承けた正伯が所載産物名だけでは種類を特定できかねたものに○印や△印を付して返し、指示のある産物について再度作成させた「絵図帳」と「註書帳」(両帳を併せて「絵図註書帳」とする例が多い)である。

本稿は、控え原本が残っていない『隠岐国産物帳』を方言語彙資料として利用するための基礎作業として、今日伝わっている写本について述べながら、その本文の確定に関わる問題を伝本の面から検討しようとするものである。検討の対象を主に「本帳」部分に絞り、やや性格を異にする「絵図註書帳」の問題には触れない。

二

「産物帳」の全国的な収集を図った盛永俊太郎・安田健編『享保元文諸国産物帳集成』(科学書院、以下『集成』と略する)が刊行中である。その既刊第Ⅶ巻(昭和六十二年二月)には、東京大学総合図書館所蔵の『隠岐国産物絵図註書』が収められている。

十一點のカラー口絵を除き、彩色された絵図が単色であるのは惜しまれるが、前半に絵図註書と後半に本帳が備わり、語彙観察のためには十分使用できる文献のように見受けられる。しかし、解説に紹介されている他の写本ではなく、東大本を底本に選んだ根拠に関する説明が見えないから、筆者自身で改めて調べないことには不安が残る。そこで、既に知られている『隠岐国産物帳』の写本六種類について筆者の調査結果を簡単に述べ、相互の関係について言及する。

二一

さて、安田健氏らの調査によれば、⁽²⁾『隠岐国産物帳』の写本は左記の六本が存在する。(書名は便宜上各種目録類のそれによる。)

- ① 東京大学総合図書館蔵 『隠岐国産物絵図注書』(T 83—207)
- ② 西尾市立図書館岩瀬文庫蔵 『隠岐国産物図会』(34—ロ 56)
- ③ 東京国立博物館蔵 『隠岐国産物目』(和 540)
- ④ 国立国会図書館蔵甲本 『隠岐国産物絵図注書』(859—16)
- ⑤ 同右 乙本 『隠岐物産図志』(850—20)
- ⑥ 同右 『出雲国産物名疏 隠岐郡』(499・9—I 997)

他にも写本が存在している可能性はあるが、さしあたり右六本の簡単な書誌的事項に触れて、方言資料として使用するという観点から本文を検討してみたい。

予め結論的なことを述べておくと、すべての写本を調査した結果、いずれか一本だけでは『隠岐国産物帳』を利用するには不十分であると言わなければならない。原本が存在しない限りやむを得ない結論であるけれども、諸本の校合によってその再現に近づく可能性があることも指摘しておく。

二—2

各写本の書誌的な事項を簡単に記すことにする。

① 東大本『隠岐国産物絵図注書』

縦26センチ、横18・6センチ。現在は洋堅表紙に改装。原表紙は黄色の横縞のあるもので、直かに「隠岐国産物絵図全」と書かれている。第一紙に内題「隠岐国産物絵図注書／越智郡 周吉郡 海士郡 知夫里郡」がある。第二紙から三五紙にかけて一面に一つの産物の絵図と註書が載り、三六紙から四三紙に「隠岐国産物」以下本帳を原則として四〜六段で記している。絵図は彩色が施され、註書と本帳が漢字ひらがな混じり表記であることは、『集成』から分かる通りである。

識語の類を備えず、書写年代等は不明である。ただ、来歴についていくらかの手がかりはある。まず、原表紙裏に

『隠岐国産物帳』の諸本について

左のような寄贈印が捺されている。

男爵田中美津男氏寄贈／先代田中芳男男爵蔵書／昭和七年

次に、原表紙の裏打紙の中に小紙片が二枚挟まれており、取り出してみると次のような記事があった。一枚には「隠岐国出品総代／直野重美」とあり、その左に別筆らしい字で、「第一　　？　　二　　鯖　　三　　鮑」などと記されているが墨が淡く判読しづらい。いま一枚には、「ヲキ国／真野重美」とだけ書かれている。

さてこれらの片々たる記事から推定を試みると、寄贈印の「田中芳男」という人名は各種の人名辞典類に載っているから容易である。荒俣宏氏によれば、明治政府になって設置された農商務省の初代農務局長が田中芳男（男爵、一八三八—一九一六）であり、慶応元年のパリ万国博覧会に出向したり、明治六年の万国博覧会の日本代表を務めた人物である。尾張での修学時代に本草学者伊藤圭介に師事した縁で、彼の物産学に対する関心は並々でなく、明治十六年三月から東京の上野公園で催された第一回水産博覧会も彼の努力によるところが大きかったらしい。その博覧会には多くの県から魚譜や漁業図の類が出品されたというから、あながち産物帳と無関係でもなさそうである。

面白いことに、荒俣氏の記述によると、水産博覧会における四等賞状を受けた中に「島根県」が挙がっているようである。残念ながら、島根県から何が出品されたのか確認していないけれども、紙片の肩書「隠岐国出品総代」を考へ合わせると、現東大本がそれに当たる可能性もあるいは存するかもしれない。もちろん、図譜の収集などに熱心であった田中芳男が別の機会に入手したかもしれない、断定はできない。

仮に隠岐国あるいは島根県から出品されたものとすれば、東大本の書写は島根県内で行なわれたことになる。そうだとすれば、伝来不明の他の写本に対する東大本の優位がいちおうは主張できるわけである。なお「真野定美」なる隠岐の人物に関する情報は確認ができていない。

② 岩瀬本『隠岐国産物図会』

縦26・6センチ、横18・9センチ。青色の表紙の左に子持ち杵の題箋が貼られ、「隠岐産物絵図 全」と書名が記されている。第一紙に内題「隠岐国産物絵図注書／越智郡 周吉郡 海士郡 知夫里郡」があり、第二紙から三五紙

までが絵図註書、三六紙から四五紙までに本帳が記されている。彩色された絵図や、表記が漢字ひらがな混じりであることなど、内容ともに東大本によく似ている。識語の類はなく、伝来についての手がかりは全くない。

③ 東博本『隠岐国産物目』

縦26・2センチ、横18・8センチ。表紙は紺色、やや傷んだ本で、綴じ糸が解けかけている。表紙左に子持ち粹の題箋が貼られ、「隠岐国産物図 全」と記す。表紙には「東京帝室博物館」と「農商務省」の蔵書票が貼付されている。第一紙に内題「隠岐国産物絵図註書／越智郡 周吉郡 海士郡 知夫郡」があり、各種の蔵書印が捺されている。第二紙から三五紙までが絵図註書、三六紙から四一紙にかけて本帳を載せている。彩色絵図、漢字ひらがな混じり表記など前記の二写本と似ている。文字が小振りで字詰めも多いため、本帳の紙数が少なくなっている。識語はなく、伝来の事情は分からない。

④ 国会甲本『隠岐国産物絵図註書』

縦28・5センチ、横20・4センチ、新しげな朱色の表紙に題箋があつて、「隠岐国産物絵図註書 全」と書かれている。第一紙に内題「隠岐国産物絵図註書／越智郡 周吉郡 海士郡 知夫里郡」とあり、第二紙から三六紙までが絵図註書、三七紙から四六紙までに本帳部分が含まれている。彩色された絵図や表記は前に同じく、識語を欠いて伝来が不明なことも同様である。第一紙に「帝国図書館」「昭和廿一・十二・廿四購入」の印が捺されている。

⑤ 国会乙本『隠岐産物国志』

縦26・8センチ、横16・2センチ。黄色の表紙左に題箋が貼られ、「隠岐産物国志 全」と記されている。前記四本と大きく異なる点は、第一紙から一〇紙までに本帳部分を収め、一一紙から四四紙に絵図註書があつて、順序が逆になっていることである。しかし、内容を子細に検討するまでもなく、本書がごく新しい写しであり、前記④の国会甲本を字配りや変体がなの字体に至るまでそっくり模写したものであることは明かである。しかも、甲本に存する漢字の振りがなをすべて省略しているため、資料的価値を著しく低くしている。絵図も心なしか拙劣に感じられる。恐らく甲本の複本に当るものであろう。第一紙に「帝国図書館」「昭和廿一・十二・廿六購入」の印がある。ここに述べ

た理由によって、以下本稿で単に国会本として言及するのはすべて甲本であり、本書は扱わない。

⑥ 名疏本『出雲国産物名疏 隠岐郡』

縦21・8センチ、横15・6センチ。黄土色の表紙、左の題箋に書名「出雲国産物名疏 隠岐郡」があり、郡名はやや小さめの字である。第一紙に「隠岐国産物」とあり、以下一六紙表までに一面宛一〜四の産物の絵図と註書が記されている。一六紙裏に「隠岐国産物 越智郡／周吉郡／海士郡／知夫里郡」と誌され、一七紙表から二三紙までに再び「隠岐国産物」に始まる本帳が載せられている。細かい字詰めで穀類が三段、菜類以下は原則として四段の整然とした記載方法は、①〜④とは著しく異なっている。一面は二〇行を原則とする。表記は漢字カタカナ混じりで、漢字には振りがなが一切付けられていない。絵図は墨一色で、ほとんど素描に近い。国会図書館の目録では書写時期を「江戸末期」としている。昭和四〇年一月二六日付の国立国会図書館の印がある。僚冊とともに『集成』に収められているが、一四紙裏「サバイ鰐」と一五紙表「カセ鰐」の絵図が欠けているから注意が必要である。

本書は独立した写本ではなく、「出雲国産物帳」の本帳に当たる『隠岐国産物名疏』と、それに出雲の七郡の絵図註書と一郡の本帳を加えた一〇冊本として纏められたものの一冊である。隠岐郡を除く出雲国関係の冊については別の機会に述べたことがある。⁵⁾それらはさし当り隠岐郡とは別個に扱われるべき産物帳である。ただ、隠岐郡の末尾に「産物之内 献上物 案」として「十六島海苔」など五品が掲げられている（『集成』177頁）。いずれも出雲国に産するものであり、それがなぜここに載るのかは分からない。従って、書写時期や伝来についても他の冊と同時に考えなければならぬが、筆者が見出した唯一の手がかりは、『集成』に欠けている一四紙裏「サバイ鰐」の絵図の余白に書き込まれた次の注記である。

嘉永癸丑極月、茶町魚店ニアルヲ見ル。形チ図ノ如、大サ八尺許、形色此分ト同シ。

「嘉永癸丑」は幕末の嘉永六年（一八五三）に当り、「茶町」は現在も島根県松江市中心部にある商店街の町名である。「名疏」の各絵図註書には随所に頭注が加えられ、出雲に重点を置いた書き振りであることや、楯縫郡の「塩カイ虫」の絵図の書き込み注記においては、「平田ニテハ、アメンバチト云フ」（『集成』217頁）と現在の平田市（旧楯

縫郡)に該当する地名を自明のごとく記している点などから、筆者は右のように推定する。だとすれば本書は出雲国の中で、そして江戸時代に写されたことが明らかなただ一つの写本ということになる。

念のためにいうと、国会本『名疏』の題箋には「隠岐国」ではなく「隠岐郡」とある点からすると、明治以降に加えられたものと思われる。とは言え、本文の書写時期をそこまで下げる必要は必ずしもないと考える。

三

さて、以上六本のうち国会乙本を除く五本の記事について比較した結果を次に見てみよう。方言語彙資料として利用するためには、まず何よりも信頼できる語形が観察可能な正確な本文が要求される。正確な本文とは、結局のところ『隠岐国産物帳』の原本に可能な限り近い本文のことである。どの写本が目的に叶うかが問題である。

各写本の本文相互の間には少なからぬ食い違いが見出されるけれども、大きく見て左記の二類に分けることができる。

A類 東大本・名疏本

B類 岩瀬本・東博本・国会甲本

分類の根拠は本帳部分で絵図註書を有する産物の記載順序の違いにある。始めに紹介したように、本帳の産物に対して江戸の丹羽正伯が不審を抱いた場合、○や△印を付けて絵図と註書あるいは註書だけの作成を求めたのであるが、その印が付された産物の配列の仕方が二様に分かれているのである。

すなわち、A類では列記された産物の中に「絵図前ニ有」(東大本)や「○」(名疏本)を頭に持つものが散在している。これに対して、B類では魚類を除く各類の末尾に纏めて掲げられている。魚類においても散在しているのではなく、二個所に分けて集められているのであって、「絵図前ニ有」の注記を有する産物が散在していない点は変わりが無い。

『隠岐国産物帳』の諸本について

絵図註書作成の経過を考慮するならば、そもそも一度提出された本帳に正伯が印を添えたのであるから、期待される記載の仕方はA類のごときものである。B類の記載順序は既に本帳と絵図註書とが完備したときに初めて可能なるもので、本来の形式とは認められない。(補注)

三—1

A類と較べたときの特徴として、B類共通の脱落を指摘することができる。例えば、

本類 ○みいみ(77・7) 漆木・たづ・真桑(77・8) ○たなこの木(78・2)

草類 敗醬せうじやう・虎耳草こじやう・胡蝶花こてつが・檜扇ひおん子(78・8~9) 葦葉あしは葉(78・9) ○めら(78・11)

魚類 ねんふつご(81・12)

鳥類 白さぎしらくさぎ・鶺鴒せり(82・6)

虫類 ○ひたん(83・6) せんとく虫(83・7)

百姓給物類 ふゑん草の穂・はうこ草(84・7)

(○印は絵図註書があるもの。数字は東大本(『集成』)の頁数と行数。)

などの産物名がB類ではいづれも脱落しているのである。逆にA類にはないB類独自の産物が一例だけある。魚類で「鱚いわし 大いわし」の後にA類には存在しない「小いわし」の項目が見える。なお草類の最後に絵図註書を有する産物を集めたところに「○かくくさ」という草の名があるけれども、対応する絵図はどの写本にも存しない。思うにこれはB類の祖本が「から草」を読み誤って「○から草」とは別に記していたのを、各本が受け継いだのではないかと推測される。

また、記載された産物名に付随する異名の示し方にも、A類が「〜共云」「〜共申候」とするのに対して、B類が「〜とめ」を基本とするなどの書式上の違いがある。⁶⁾

表記の細かい相違になると、さらに数えることができる。(括弧内が岩瀬本の表記)

赤餅(赤もち)　ござれ餅(ござれもち)　谷わたり(谷渡り)　餅粟(餅あわ)

長さくげ(長大角豆)　小葱んとう(小豌とう)　みつな(水菜)

三葉芹(三葉せり)　赤茸(赤たけ)　冬瓜(冬うり)

青梨子(青なし)　杉(相)　金盞花(金仙花)　野胡荽(野あさつき)

しかしながら、どちらが正しい表記と判定できる性質の相違ではない。

B類の中も一様とは言えず、東博本はしばしば他の二本とは異なった本文を持つことがある。

柿(76・9)　○かたきろ(78・1)　山はち・しまはち(83・2)　莎鷄(83・5)

などが独自に脱落しているほか、配列にも独特の個所がしばしばあり、時にはかえってA類に近いのではないかと思わせる部分もわずかにあるなど、複雑な性格を有している。

岩瀬本と国会本との間にはほとんど違いがない。振りがなの有無や、変体がなの字形までも酷似しているから、一方から他方への忠実な写しではないかと思われる。筆者の判断では岩瀬本がより古いと感じられるが、なお調査すべき点もあるから結論は保留しておきたい。

三—2

絵図註書との関連で、より本来の形を有すると筆者が考えるA類の二本の間の関係はどうだろうか。一方はひらがな表記で振りがなを豊富に持ち、他方はカタカナ表記で全く振りがなを省いてしまっている。江戸の丹羽正伯がカナ表記を期待していたという確かな証拠が残っているが、藩によってひらがな表記を用いていたらしく、どちらのかな字体が原本で用いられていたのか判定はつかない。とりわけ名疏本の場合、出雲国の産物帳との関連でも考えなければならぬ。ただ本草関係の文献では、とかく中国の本草書に基づく非慣用的な漢名を用いがちであるし、殊に方言的な読みの場合には振りがなを施すこととはある意味で必須のことではなかったかと考えると、名疏本のようにす

べて省略してしまつたのでは、正確な理解が行き届き難くなる事態が出て来る。事実、筆者が名疏本を読む場合にも、東大本の振りがなにも多く頼らざるを得なかつたのである。従つて、名疏本のような表記形態もやはり原本から離れた、改変された表記としたほうが良さそうである。

具体的な内容と比較してみよう。表記の相違に較べ、両本の間には意外に食い違いが少ないといつてよい。名疏本が「菜類」から「菜」「海藻」「野菜」等を区別せず、一般の項目と同様に追込みで記載していることがやや大きな相違ではある。もっとも、逆に東大本が「穀類」の「小麦」や菓類の「梨子」「柿」「苺」等を見出しとしていない例もあるから、全体としては何とも言えない。

個別的な産物の配列の仕方では、多くは不注意に伴う誤写として説明できるもので、菜類冒頭部における配列の乱れは例外的なものである。東大本と名疏本を上下の欄に対照して示しておく。

【東大本】

菜 蕪 みつな 大根 芥子菜
 烏芋 胡麻 佛掌薯 やまと芋
 何首烏 白胡麻 黒ごま 罌子
 里芋 薯蕷 長いも

【名疏本】

菜 蕪 ミツナ 大根 芥菜 胡麻
 白胡麻 黒胡麻 罌子 黒芋 薯蕷
 長イモ 佛掌薯 大和薯 何首烏 烏芋

もともと、「胡麻」を見出しとするB類の体裁が本来であろうし、そうでなくても「胡麻」の直後に「白胡麻 黒胡麻」が並ぶ名疏本の順序が期待されることである。東大本だけが何らかの理由で混乱したのであろう。

A類二本の間で食い違いがある産物を示しておく。まず、東大本にあって名疏本に落ちている項目である。

草類 積雪草

魚類 鯛 ほつかう 海月 ?

(献上品類) 塩

右の六項目に過ぎないのは実は意外である。

逆に名疏本にあって東大本に欠けている項目を見ると、

葉類 ナンハンコセウ〔蕃椒〕の異名)

木類 椛 楸 柘榴 榭 空木

魚類 イサキ ハタ〜〔ヒラメ〕の異名) 鱈

鳥類 鳴ツクミ〔鶉〕の一種)

虫類 キリムシ イモ虫

の一二項目に上る。「鱈」を除いた他の一一項目はB類の各本にも存するから、東大本単独の脱落であることは明らかである。葉類の冒頭部といい、『集成』が底本に東大本を選んだ理由は十分妥当としても、必ずしもこれが最善本という訳にはいかないこともまた認めなければならぬ。

そういうえば、東大本には変体がなな字形の類似による誤写と覚しい例が散見する。海藻類の「いてゞ」(75・7)は「そゞ」の「そ」を二字と誤ったものであるし、草類「地綿」(80・1)の振りがなは岩瀬本などによって「つた」と正される。同じく「さねかつら」(80・3)は他本がすべて「さる」とあるから、やはり誤写であろう。鳥類の「くそ」(82・9)も他本によって「うそ」の誤りであることが分かる。しかし、一方の名疏本にも、「せんろく」を「ゲンロク」(165・12)、「つみ桑」を「スミ桑」(170・9)、「けいし」を「レイシ」(171・16)などと変体がなな字形の類似による誤写があるから、東大本だけの欠陥とする訳にはいかない。

しかしながら、こうした他本で正しい誤りは必ずしも致命的な問題ではない。むしろ重要なのは、A類間のみならずB類との間でも何ら異同が見られない項目において、それでもなお『隠岐国産物帳』原本の実際を正確に伝えていないのではないかという不安を右の例などから感じさせられることが、原本が出現していない条件下での産物帳調査の悩みである。安田健氏が実現されたというより優れた伝本が出現しない限り、解決のつかない問題ではある。

東大本の表紙に挟まれた紙片に見える真野氏を隠岐の郷土史関係書の中に探している過程で、田邑二枝著『海士町史』（昭和四九年二月）の次の記事に目が止まった。

海士郡海士村産物調控江は、享保二十年に海士村から松江藩に差出した調書の控である。

享保年間には、大きい凶作の年が続いている。（中略）

この産物調べも度重なる凶作年に備える飢饉対策のなかのものであって、農作物の品種、山野に自生する草木、果実、海産物、鳥類、その他の生物を網羅して余すところがない。

通常は食用しない植物や藻類まで列記してその未備に「右の外菜類の内へ書出品々取合せを食用仕候」と結んでいるこの調書のねらいがやはりそこにあつたことを示している。

海士村に自生し採取できた荒凶用食物の史料として貴重である。

（第三編歴史第三章近世第五節「凶作と飢饉」2「海士村産物調控江」294頁）

297頁から三五頁にわたって翻字してある調書を見ると、享保二〇年の年記といい、松江藩からの調査の指示といい、そして特に記事の内容がこれまで検討してきた『隠岐国産物帳』の諸本に酷似していることに気づいた。田邑氏が荒用とされた部分は、村段階でどのように受け取られたかはともかく、江戸の丹羽正伯の指示にあつた「城下町方には給不申候とも辺土之百姓給候物」すなわち産物帳の「百姓給物類」に相当する記事であるとすれば、必ずしも飢饉対策の文書と考える必要はないはずである。

当該史料は隠岐島前海士町の旧家村上家所蔵の文書の一部であるが、この種の文書が残っていても不思議ではない。なぜなら、松江藩における産物調査は最初から国全体を対象として行われたのではなく、村や郡単位の報告を積み重ねる形で実施されたことが出雲国について分かっている。つまり、既述の産物帳が『隠岐国産物帳』の完本を写

したものとすれば、本史料はその準備段階における村単位での産物調査の記録と位置づけることができる。例えば、出雲国における『出雲国産物名疏』の郡別の冊で、他郡が絵図註書の内容とする中で、仁多郡が例外的に享保二〇年五月付の本帳を載せているが、ちょうどそれに比すべきものである。

四一

本学部日本史研究室所蔵の村上家文書のマイクロフィルムを、同研究室松尾寿教授の御好意で閲覧したところ、幸いにもその中に当該文書を見出すことができた。以下の検討はその写真によって行った。

該史料（以下「村上家本」とする）は仮綴じの冊子で、大きさが縦13センチ、横33センチ見当の横長のもので、表紙には長い方を縦にして「隠岐国海士郡海士村産物 扣江」と記す。墨付き一八枚。第一紙の「一穀類」から始めて、一面15〜25行（概ね18行前後）の範囲で一項目ごとに改行して掲げ、末尾の第一八紙裏に次の識語がある。

右ハ此度産物類御尋

被為遊候ニ付村中吟味仕

書付指上申候処相違無

御座候以上

海士郡海士村

享保廿年 年寄 勘四郎

卯五月 庄屋 豊之進

「卯五月」の年記が奇しくも先の仁多郡の本帳と同じであるところからすると、松江藩の示した提出期限でもあったものか。もっとも、仁多郡の場合は郡役所で取りまとめているから、さらに海士郡の段階で編集が行なわれたのかどうか、その辺は不明である。

一つ書きで示される分類は次の通りである。

『隠岐国産物帳』の諸本について

穀類 菜類 菌類 瓜類 菓類 木類 草類 竹類 魚類
 貝類 鳥類 獸類 虫類 蛇類(百姓給物類)(献上物)

括弧内の分類名が明記されていないのと、金石類を欠く外は、『隱岐国産物帳』諸本と同様であるし、何より丹羽正伯の示した書式例に忠実に従っている点で、産物帳の基礎資料であることは疑えないところである。

書式は厳密で、一つ書きの類名から一字下げて「早稲・中稲・晩稲」などの見出しを挙げ、さらに一字下げて品種名や小分類を載せている。異名があれば例外なく「共申候」として下に小さく書き添えている。表記は漢字ひらがな混じりで、濁点が綿密に施され、漢字にはカタカナで振りがなを添えることがある。

村方の史料とはいえ内容形式ともに整っており、他の諸本が紙幅を節約するために一行当り五〜六語を列記しているのとは全く異なって本来の書式を残しているなど、『隱岐国産物帳』を考察していく上で貴重な文献といえることができる。

四—2

さて具体的な内容を検討した結果からも、村上家本の重要性が認められる。なぜなら以下に示すように『隱岐国産物帳』諸本の記事と重複するにとどまらず、その配列までもが概ね村上家本との間で同じたからである。最もよく一致する虫類について、A類の二本と比較した結果を簡単に纏めると、

1 収載項目の総数は七五で、異名三種とともにA類の項目をすべて含み、さらに「蚤・虱・つゝりかいる〔蛙の一種〕」の三項目を別に載せている。

2 前に東大本独自の脱落と見た「きり虫・いも虫」がやはり載っている。

3 配列も二本共通の配列と異なるのは一項目に過ぎず、他に四項目が東大本と異なるものの、すべて名疏本の順序には合致している。

などが指摘できる。

東大本の配列が乱れているとした菜類の冒頭部はどうだろうか。

【村上家本】

菜(各行改行)

かぶな

水な

大こん

からし

けし

胡麻

白胡麻

黒胡麻

薯蕷

長いも

つくねいも

やまといも

里芋

×

烏芋

【東大本】

菜(改行)

蕪(以下改行せず)

みつな

大根

からしな

芥子菜

烏芋

胡麻

佛掌薯

やまと芋

何首烏

白胡麻

黒ごま

罌子

薯蕷

長いも

【名疏本】

菜(以下改行せず)

蕪

ミツナ

大根

芥菜

胡麻

白胡麻

黒胡麻

罌子

黒芋

薯蕷

長イモ

佛掌薯

ヤマトイモ

何首烏

烏芋

【岩瀬本】

菜(以下改行せず)

蕪

水菜

大根

からしな

芥子菜

胡麻(改行)

黒ごま(改行)

白ごま(改行)

罌子(以下改行せず)

里芋

薯蕷

長いも

佛掌薯

やまといも

何首烏

烏芋

東大本の乱れが孤立的であることは、ここでも確認することができる。村上家本は「何首烏」を欠く以外は「けし」と「里芋」の位置に相違があるだけで、名疏本や岩瀬本と類似し、「菜」「薯蕷」の見出しを設けて記載している点で、種名と品種名とを区別しない二本よりむしろ優っていると言うことができる。

『隠岐国産物帳』の諸本について

また、諸本で一致している産物名であっても、村上家本によって始めて確実に読めることができる例がある。虫類で「蜂」の一種を諸本「馬蜂」「馬はち」として異同がないが、村上家本には「くま蜂」とある。他国の産物帳に「馬蜂^{クマハチ}」の例があり、当時の表記習慣に従ったものであろう。

諸本間で食い進みがある場合には当然有力な判定根拠となる。やはり虫類で言えば、

1 諸本「からし虫」国会本「かだら虫」を、村上家本「かうじ虫」とする。

2 「せつとく虫」の二番目の異名が東大本「しやうとく」名疏本「シャウラク」と異なっているが、村上家本の「じやうらく」によって決しうる。

3 シャクトリムシを表わす語形が、東大・名疏・東博本「ほかり虫」と岩瀬・国会本「はかり虫」に分かれるが、村上家本「はかり虫」によって後者に決しうる。

といった具合である。豊富な濁点^{ナグ}が語形の確定に大きな援けとなることは言うまでもない。

そのほか、分類態度の相違を諸本との比較で見ることがもできる。村上家本では所謂「海藻」類は菜類と草類との二個所に分載され、前者には食用になるもの、後者には食用とはならないものと区別しているようである。だからこそ「百姓給物類」相当の記載の中に、非食用の草類である「さゝ藻・ねこの尾・そゞ・はゞ」といった海藻を加えることに意味があり、『海士町史』が注意した、末尾にある「右之外菜類之内へ書出品々取合せ食用仕候」という注記は、このように解することで始めて意味を持つのである。ところが、諸本では両類の海藻を一つに纏めてしまい、しかも「百姓給物類」から海産物を残らず除いたために、村上家本の実生活に基づいたせつかくの工夫が生かされない結果となっている。

四一三

最後に、写真で見える限りでは、村上家本には錯簡に基づく乱丁^{ランテイ}があって、そのままでは諸本と比較できないことを注意しておきたい。

つまり、諸本と同じ配列にするためには、第四紙と第六紙の各々について表と裏の記事をそっくり入れ換え、第七紙と第八紙を差し替えて同じくそれぞれ裏と表を入れ換えねばならない。つまり、

四裏 四表 六裏 六表 八裏 八表 七裏 七表

の順に読まなければ諸本のような配列にはならないのである。念のためにいうと、飽くまで一面単位で入れ換えるのであって、その面での順序が前後逆になっているわけではない。

第七紙表の末尾にある「まゆみ」を第九紙表の一行目にも一度書いて抹消している事実は、修正した配列で読むべきことを支持するように思えるが、このような誤りがなぜ生じたのかは分からない。天地を逆に綴じ込めば確かに修正した面の順になるが、記事全体も顛倒してしまう。面の順序を変えずに、記事だけは元に戻して写したためであろうか。機会を得て実物で検討したい。

『海土町史』の翻字には誤脱が含まれるほか、この点の配慮が当然ないから、利用に当たって注意しなければならぬ。

五

『隠岐国産物帳』の本文を考えるためには、結局六本の写本を扱わねばならないことが明らかにになった。方言語彙資料としての利用しようとする場合、いずれか一本のみに頼るのは不十分であり、A類を基本的な本文とした上でそれにB類や村上家本を勘案した校本を作成して始めて確実な典拠とすることができる訳である。本稿では既に紙幅がないからその全貌を示すことはできないけれども、別に機会を得たいと思う。本稿で触れなかった註書を対象とした諸本の比較の結果からも、A類とB類との差異は大きいことが立証できており、これも事情は同様である。

本稿に述べてきたところは、産物帳の原本が残っていないとすれば不必要な手続きである。しかしながら、例えば岡山藩や福岡藩には控えの原本が伝わっており、復刻本も刊行されているからといって直ちに自由な利用ができるかと

いうと、筆者にはそうは思えないのである。原本の内部にはまた別の問題点が潜んでいると予想するからである。むしろ、互いに不十分な本文を比較していく過程で、産物の配列の問題とか様々な表記上の問題点に気づくこともできる。産物帳の研究からは離れるかもしれないが、各写本の一つ一つを独立した資料として研究対象にすることも可能ではないか。

六

本稿のまとめとして、産物帳を利用した研究の方向について簡単に示しておきたい。

筆者が期待する語彙資料としての産物帳の特長は、単に珍しい名称を載せている点にはなく、それらが方言らしくもない共通語的な産物名と混在している点に認めたい。語彙は体系をなすという観点から言えば、珍奇な方言語形だけを集めた文献からは決して十分な資料が得られないことは当然であり、混在の中から問題を発見しなければならぬ。

産物帳の編集に参画した人々には、無意識のうちに共通語的な処理に傾くことがあったかもしれない。にもかかわらず筆者が重視したいのは、そうした一種術学的な汚染を蒙りながらもなおかつ方言形で書きとどめた箇所、あるいは共通語形の下に注記される形で書かれている部分である。一つだけ具体的な例を挙げよう。東大本の菜類に「蕃椒」の項目が見える。名疏本以下の諸本には異名を載せており、村上家本から引けば「なんばんこしやう共申候」とある。この記事と『日本言語地図』一八三図「とうがらし」の分布図における隠岐島の「こしよ・ごしよ」を較べると、中国地方一般が「とうがらし」類である中で、出雲や伯耆地方と並んで隠岐に分布する「こしよ」類の語も古くから存在したことが分かる。西日本では出雲地方に孤立的に分布する「なんばん」類も、この系列で説明しなければならぬ。当時の隠岐において、「とうがらし」と「なんばんこしよ」の間でどのような使い分けがされていたのか、語形が類似する穀類の「なんばんきび」（村上家本）との関係はどうだったのかなど、問題は尽きない。

また、網羅的な調査であるからこそ、逆に産物帳に記載がない事実に対して積極的な意味づけを行うことができ、『海士町史』で指摘されているように、享保二〇年の時点では隠岐に「甘藷」はまだ普及していなかったし(266頁)、出雲の産物帳には載っている「南瓜」も見えていない。こうした他国の産物帳の記事と重ね合わせることで、言語地図の解釈をさらに正確にできるはずである。

一国の産物帳の個別的な研究を重ねながら広く全国を見渡した規模の研究に及ぶ、これが筆者の考える産物帳研究の方向であるが、困難は多い。

【注】

- (1) 安田健『江戸諸国産物帳 丹羽正伯の人と仕事』(晶文社、一九八七年七月) 参照。
- (2) 『集成』の解説「第七巻の内容」および注1の著書を参照。
- (3) 安田氏は東京神田の古書入礼会で、二度にわたって出雲・隠岐関係の産物帳の善本を見られたという。一九八〇年に『出雲隠岐国産物絵図註書帳』と題する一〇冊本を、一九八一年にホレー文庫旧蔵の『出雲国産物名疏』『隠岐国産物』など一三冊ものがあつたらしい。『江戸諸国産物帳』44頁、『集成』解説を参照。
- (4) 『高木春山 本草図説 水産』所収『本草図説』発掘 明治十六年「水産博覧会」のこと(リポート、一九八八年一〇月) 参照。なお、木村陽二郎『江戸期のナチュラリスト』(朝日選書、一九八八、一〇)にも一章がある。
- (5) 「方言資料としての『出雲国産物名疏』」(奥村三雄教授退官記念論文集、未刊)
- (6) 名疏本「菊菜共申候」、東大本「きく菜共云」、岩瀬本「きくなとも」とあるのが典型である。概して名疏本が最も「共申候」の形式を忠実に守っており、東大本は「とも」と略記することもある。
- (7) 『集成』第VIII巻所収の長州藩の編纂担当者の覚書「丹羽正伯老江産物の儀問合之覚」の中に、正伯の次の発言が記録されている。

此間被差出候貳冊御調被成様、かたかなにて克御座候。脇々様者平かなにて被出候、爰許にて亦調替候故かたかな御尤之儀宜御座候。(一一〇四頁)

正伯が期待した表記がカタカナによるものであった証拠となる。
- (8) 安田健氏はかつて名疏本について「これは後世の写本で、誤記、脱字、欠落が多い。」と断じられ、筆者も同様の見解を述べたことがある。註書における例を見る限りでは名疏本が複雑な書写であるように見えるけれども、本帳の産物の有無に關してはこうした見方を改めなければならない。

- (9) 『筑前国産物絵図帳』（西日本新聞社、昭和五〇年六月）所収の附録「筑前国産物帳並図取調等覚書」207頁参照。
- (10) 『出雲国産物名疏』の郡別の絵図註書が如実な例である。意字郡で各項目にいちいち村名を付記していることから、村段階での調査が実施されたことが推定される。これに欠けている島根郡には、別に武田科字財団杏雨書屋所蔵『島根郡東組産物絵図差出帳』（『集成』所収）が残っている。郡別の報告を国として纏める上での問題については、拙稿『出雲国産物名疏』の絵図と異名と」（『島大国文』第十七号）の中で触れた。
- (11) 注9の「覚書」に詳しい書式が書き留められている。
- (12) 徳川宗賢編『日本の方言地図』中公新書、211頁以下参照。

〔補注〕 『集成』第Ⅷ巻所収の「丹羽正伯一件」によると、絵図註書作成後にもう一度本帳を清書した可能性がある。B類の形式はその折のものかもしれない。だとすれば、A・B両類の形式の相違は祖本に起因することになる。